

12. 治 山

(1) 治山事業の実績（工事費）

事業名		12		13		14		15		
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	
治 山 事 業	山 地 治 山	21	742,237	23	769,215	16	509,021	14	391,657	
	内訳	復 旧 治 山	7	261,900	7	243,000	5	160,862	2	67,060
		予 防 治 山	14	480,337	16	526,215	11	348,159	12	324,597
		治 山 施 設 修 繕	—	—	—	—	—	—	—	—
	防 災 林 造 成 ※	7	353,977	7	344,532	9	460,010	6	297,311	
	内訳	海 岸 防 災 林 造 成	7	353,977	7	344,532	9	460,010	6	297,311
	保 安 林 整 備	15	89,800	17	118,000	14	94,500	15	51,100	
	内訳	保 安 林 改 良	4	45,100	7	72,000	7	71,600	7	24,700
		保 育	11	44,700	10	46,000	7	22,900	8	26,400
	防 災 対 策 総 合 治 山 ※	—	—	—	—	1	42,580	1	108,221	
	内訳	地 域 防 災 対 策 総 合 治 山	—	—	—	—	1	42,580	1	108,221
	水 源 地 域 整 備 ※	2	105,887	1	45,483	3	93,586	2	75,269	
	内訳	水 源 森 林 総 合 整 備 ※	1	64,085	1	45,483	1	17,795		
		集 落 水 源 山 地 整 備 ※	1	41,802	—	—	2	75,791	2	75,269
	環 境 保 全 保 安 林 整 備 ※	2	86,600	1	64,000	1	94,990		24,414	
	内訳	生 活 環 境 保 全 林 整 備	1	41,770	1	64,000	1	94,990		24,414
		環 境 防 災 林 整 備	1	44,830	—	—				
	地 す べ り 防 止	28	827,268	22	774,344	21	751,225	19	663,664	
	内訳	地 す べ り 防 止（渓流）	28	827,268	22	774,344	21	751,225	19	663,664
		地 す べ り 防 止（修繕）	—	—	—	—				
国 有 林 野 内 補 助 治 山		29,236	1	37,565						
内訳	国 有 林 野 内 補 助 治 山		29,236	1	37,565					
小 計		75	2,235,005	72	2,153,139	65	2,045,912	57	1,611,636	
県 営 県 単 治 山	3	18,324	3	18,628	—	1,380	1	2,610		
県 単 治 山 維 持 管 理	—	64,766	—	58,744		47,273		29,492		
補 助 県 単 治 山 ※	20	148,143	15	103,555	7	34,329	9	41,963		
小 計		23	231,233	18	180,927	7	82,982	10	74,065	
計		98	2,466,238	90	2,334,066	72	2,128,894	67	1,685,701	
災 害 復 旧 事 業	災 害 関 連 緊 急 治 山	—	—	—	—					
	災 害 関 連 緊 急 地 す べ り 防 止	—	—	—	—					
	林 地 崩 壊 防 止	—	—	—	—					
	林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 復 旧	—	—	—	—					
	林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 関 連	—	—	—	—					
	小 計	—	—	—	—					
	県 単 林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 復 旧	30	157,593	28	138,021	17	116,148	35	141,597	
小 計		30	157,593	28	138,021	17	116,148	35	141,597	
計		30	157,593	28	138,021	17	116,148	35	141,597	
合 計		128	2,623,831	118	2,472,087	89	2,245,042	102	1,827,298	

注1) 工事費は、実支出年度で集計（工事費＝本工事費等＋工事雑費、補助県単は補助対象額。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。

金額は、各項で四捨五入しているため各項を合計した値と合計欄の値とは合わない。

2) 箇所数は、完了年度で集計（所謂工事に係るもので委託に係るものは考慮しない。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。

3) 上表の※印の事業名が次のとおり変更されている。

防災林造成及び環境保全保安林整備→（H14以降）共生保安林整備

防災対策総合治山及び水源地域整備→（H14以降）水土保全治山

水源森林総合整備→（H17以降）水源流域広域保全 集落水源地域整備→（H17以降）水源流域地域保全

補助県単治山→（H18以降）小規模治山緊急整備

(単位=工事費：千円)

16		17		18		18年度林業事務所別内訳					
						北部林業		中部林業		南部林業	
箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
9	317,527	14	431,193	10	246,953	5	76,346	4	103,371	1	67,236
1	48,538	2	50,212	3	10,337	3	10,337				
8	268,989	12	380,981	7	236,616	2	66,009	4	103,371	1	67,236
6	287,079	5	244,123	8	207,791	5	152,451	1	24,680	2	30,660
6	287,079	5	244,123	8	207,791	5	152,451	1	24,680	2	30,660
13	34,400	12	51,220	9	52,915	4	34,876	2	10,208	3	7,831
6	19,760	4	34,000	4	40,000	1	24,484	2	10,208	1	5,308
7	14,640	8	17,220	5	12,915	3	10,392			2	2,523
1	120,320	1	68,120								
1	120,320	1	68,120								
1	49,294	2	77,807	1	44,842			1	44,842		
1	49,294	2	77,807	1	44,842			1	44,842		
2	84,687	1	35,710	1	34,500			1	34,500		
2	84,687	1	35,710	1	34,500			1	34,500		
18	542,238	18	521,921	14	463,577			1	30,422	13	433,155
18	542,238	18	521,921	14	463,577			1	30,422	13	433,155
50	1,435,543	53	1,430,092	43	1,050,578	14	263,673	10	248,023	19	538,882
	35,087		26,950		22,285		3,243		7,730		11,313
13	63,970	17	76,498	5	20,318	2	7,298	1	4,830	2	8,190
13	99,057	17	103,448	5	42,603	2	10,540	1	12,560	2	19,503
63	1,534,600	70	1,533,540	48	1,093,181	16	274,213	11	260,583	21	558,385
27	126,589	36	132,311	29	128,605	11	36,108	8	31,215	10	61,282
27	126,589	36	132,311	29	128,605	11	36,108	8	31,215	10	61,282
27	126,589	36	132,311	29	128,605	11	36,108	8	31,215	10	61,282
90	1,661,189	106	1,665,851	77	1,221,786	27	310,321	19	291,798	31	619,667

(2) 地すべり防止区域一覧表（林野庁所管）

(平成19年3月31日)

番号	区 域 名	面 積(ha)	指 定 年 月 日	所 在 地
1	荒 川	184.60	S 34. 6. 13	南房総市(旧富山町) 荒川
2	井野・川上	421.36	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	南房総市(旧富山町)井野、川上、二部、吉沢
3	川 代	138.50	S 37. 8. 17	鴨川市川代
4	細 野	298.64	S 37. 8. 17 S 42. 10. 3	鴨川市細野、宮山、北風原、平塚
5	法 明	151.06	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	鴨川市平塚
6	西	177.54	S 38. 5. 21	鴨川市西
7	上 小 原	199.25	S 38. 5. 26 S 44. 11. 24	鴨川市上小原、西
8	新 田	36.30	S 38. 5. 26	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
9	八 丁	222.71	S 40. 7. 17 S 49. 2. 18	鴨川市平塚、宮山、仲、大川面、西
10	引 越	207.71	S 40. 7. 17	鴨川市金束
11	畑 谷	169.86	S 42. 10. 3	鴨川市畑
12	貝 沢	55.31	S 44. 8. 7	南房総市(旧和田町)上三原
13	石 間 寺	84.87	S 44. 3. 31	鴨川市下小原、西
14	五 十 蔵	210.70	S 44. 11. 24	南房総市(旧和田町)五十蔵、布野、礎森
15	西 山	36.32	S 44. 11. 24	鴨川市西山、東江見、西江見、東真門
16	嶺 岡	389.26	S 44. 11. 24	南房総市(旧丸山町)大井(346ha)、 鴨川市平塚(43.26ha)
17	南 小 町	150.57	S 45. 9. 7	鴨川市西、南小町、上小原、仲、宮山
18	柴	76.25	S 45. 9. 7	南房総市(旧和田町)柴
19	宮 下	217.40	S 45. 12. 18	南房総市(旧丸山町)宮下、川谷
20	横尾・大川面	211.87	S 45. 12. 18	鴨川市横尾、大川面、宮山、成川
21	上 三 原	288.50	S 47. 12. 5	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
22	梨 沢	89.30	S 47. 12. 11	富津市梨沢
23	豆 木	171.91	S 49. 2. 18	鴨川市北風原、大幡
24	奈 良 林	85.86	S 49. 2. 18	鴨川市奈良林、釜沼、古畑
25	伊 予 ヶ 岳	140.92	S 49. 2. 18	南房総市(旧富山町)平久里中、荒川
26	大 川	218.90	S 52. 6. 6	南房総市(旧富山町)山田
27	下 沢	172.03	S 52. 6. 7	富津市山中
28	山 名	110.00	S 56. 5. 12	南房総市(旧三芳村)山名、増間、海老敷
29	大 帷 子 北	88.56	H 2. 10. 2	鋸南町大帷子、小保田、保田
30	山 田	116.52	H 4. 8. 5	南房総市(旧富山町)平久里中、平九里下、山田
計	(30区域)	5,122.58		(3市1町)

(3) 治山事業評価の実績

評価実施年度	事業区分	地区名	事業主体名	再評価＝採択年度 事後評価＝完了年度	所在地 (市町村名) ※市町村名は評価時のもの	評価対象要件 再＝再評価 後＝事後評価 下記の注の該当事項を付記	評価結果	備考
H10年度	地すべり 防止事業	荒川	県	S35	富山町	再② 39年	継続	
		井野・川上	県	S37	富山町	再② 37年	継続	
		川代	県	S37	鴨川市	再② 37年	継続	
		細野	県	S39	鴨川市	再② 35年	継続	
		法明	県	S39	鴨川市	再② 35年	継続	
		西	県	S38	鴨川市	再② 36年	継続	
		上小原	県	S45	鴨川市	再② 29年	継続	
		新田	県	S42	和田町	再② 32年	継続	
		八丁	県	S40	鴨川市	再② 34年	継続	
		引越	県	S41	鴨川市	再② 33年	継続	
		畑谷	県	S42	鴨川市	再② 32年	継続	
		貝沢	県	S43	和田町	再② 31年	継続	
		五十嵐	県	S44	和田町	再② 30年	継続	
		西山	県	S44	鴨川市	再② 30年	継続	
		嶺岡	県	S44	鴨川市・丸山町	再② 30年	継続	
		南小町	県	S46	鴨川市	再② 28年	継続	
		柴	県	S45	和田町	再② 29年	継続	
		宮下	県	S46	丸山町	再② 28年	継続	
		横尾・大川面	県	S46	鴨川市	再② 28年	継続	
		上三原	県	S48	和田町	再② 26年	継続	
		奈良林	県	S50	鴨川市	再② 24年	継続	
		豆木	県	S49	鴨川市	再② 25年	継続	
伊予ヶ岳	県	S49	富山町	再② 25年	継続			
大川	県	S52	富山町	再② 22年	継続			
山名	県	S57	三芳村	再② 17年	継続			
大帷子北	県	H3	鋸南町	再② 8年	継続			
山田	県	H4	富山町	再② 7年	継続			
梨沢	県	S47	富津市	再② 27年	継続			
下沢	県	S52	富津市	再② 22年	継続			
H11年度	海岸防災林 造成事業	長谷	県	H6	八日市場市	再② 5年	継続	
		富津	県	H6	富津市	再② 5年	継続	
H15年度	地すべり 防止事業	29地区	県	S35 ～H4	富山町ほか	再③ 5年	継続	H10年度評価 と同一地区
H17年度	復旧治山事業	篠本	県	H11	光町	後①5年 ②1.2億円	適切	
	海岸防災林造成事業	ホ	県	H11	蓮沼村	後①5年 ②2.4億円	適切	
H18年度	海岸防災林造成事業	長谷	県	H12	匝瑳市	後①5年 ②4.8億円	適切	

注：1) 事業評価は平成10年度から実施。

2) 千葉県農林水産部所管公共事業における再評価対象事業は以下のとおり。

ただし、該当年度に完了が見込まれる場合は対象外。

①事業採択後5年経過して未着工の事業。

②事業採択後5年を経過して継続中の事業。

③初回実施時期は①②の経過した日の属する年度とし、初回以降は5年経過毎。

④その他、事業制度等から再評価が必要と判断された事業。

3) 千葉県農林水産部所管公共事業における事後評価対象事業は以下のとおり。

①事業完了後おおむね5カ年経過後の事業。

②原則事業費1億円以上の事業（状況により5千万円以上の事業等）。

(4) 山地災害危険地区等の進捗状況

(平成19年3月31日)

国民別	危険地区分	平成18年度末予定既着手地区・箇所																未着手所				合計							
		概成				一部				未成				小計															
		A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計				
国有林	地すべり																												
	山腹崩壊	1	2	1	4		4		4					1	6	1	8		1		1	1	7	1	9				
	崩壊土砂流出																												
	計	1	2	1	4		4		4					1	6	1	8		1		1	1	7	1	9				
	なだれ危険箇所																												
	山地災害危険地区の準用地区																												
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	3	4	1	8	82	77	26	185	6	23	9	38	91	104	36	231	4	20	19	43	95	124	55	274				
	山腹崩壊	79	125	132	336	265	131	107	503	10	8	10	28	354	264	249	867	323	428	662	1,413	677	692	911	2,280				
	崩壊土砂流出	3	8	8	19	20	29	41	90					23	37	49	109	8	21	34	63	31	58	83	172				
	計	85	137	141	363	367	237	174	778	16	31	19	66	468	405	334	1,207	335	469	715	1,519	803	874	1,049	2,726				
	なだれ危険箇所																												
	山地災害危険地区の準用地区																									3			
合計	地すべり	3	4	1	8	82	77	26	185	6	23	9	38	91	104	36	231	4	20	19	43	95	124	55	274				
	山腹崩壊	80	127	133	340	265	135	107	507	10	8	10	28	355	270	250	875	323	429	662	1,414	678	699	912	2,289				
	崩壊土砂流出	3	8	8	19	20	29	41	90					23	37	49	109	8	21	34	63	31	58	83	172				
	計	86	139	142	367	367	241	174	782	16	31	19	66	469	411	335	1,215	335	470	715	1,520	804	881	1,050	2,735				
	なだれ危険箇所																												
	山地災害危険地区の準用地区																									3			

国民別	危険地区分	着手率 (%)			
		A	B	C	計
国有林	地すべり				
	山腹崩壊	100.0	85.7	100.0	88.9
	崩壊土砂流出				
	計	100.0	85.7	100.0	88.9
	なだれ危険箇所				
	山地災害危険地区の準用地区				
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	95.8	83.9	65.5	84.3
	山腹崩壊	52.3	38.2	27.3	38.0
	崩壊土砂流出	74.2	63.8	59.0	63.4
	計	58.3	46.3	31.8	44.3
	なだれ危険箇所				
	山地災害危険地区の準用地区				
合計	地すべり	95.8	83.9	65.5	84.3
	山腹崩壊	52.4	38.6	27.4	38.2
	崩壊土砂流出	74.2	63.8	59.0	63.4
	計	58.3	46.7	31.9	44.4
	なだれ危険箇所				
	山地災害危険地区の準用地区				0

- 注：1) 危険地区の危険度判定 (A～C) は山地災害危険地区調査要領による。
 2) 概成とは、一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。
 3) 「準用地区」とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区。
 (災害弱者関連施設周辺地区のみに適用)